

熊本県認定調査員等研修実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、厚生労働省「認定調査員等研修事業の実施について」（平成20年6月4日付け老発第0604001号。以下「国要綱」という。）に基づき、要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の適正な実施の重要性に鑑み、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医等に対して研修を実施し、もって介護保険制度の円滑かつ適切な実施に資するため、必要な事項を定める。

第2 研修内容等

1 認定調査員研修

認定調査に従事する者が要介護認定等における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得し、及び向上させることを目的とする。

(1) 新規研修

ア 対象者

新規調査員（新規に認定調査に従事する者をいう。以下同じ。）

イ 実施主体

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課（以下「認知症施策・地域ケア推進課」という。）及び必要に応じて各広域本部が実施する。

なお、熊本市が実施する研修も県実施分と同等の研修と認定し、受講可とするとともに、県が実施する研修については、熊本市からの受講希望があれば受講を認めることとし、その連絡調整については、認知症施策・地域ケア推進課を通じて行うものとする。

また、熊本市以外の市町村（広域連合を含む。以下「市町村等」という。）が実施する研修については、力の承認を得たものに限り、県実施分と同等の研修とみなす。

ウ 研修内容

研修時間については4時間以上とし、内容については国要綱を参考として実施主体が決定する。

なお、厚生労働省及び認知症施策・地域ケア推進課が作成する研修教材並びに認定調査員テキスト2009改訂版（令和6年4月）を基に、講義を中心として実施し、研修形態は集合研修（オンライン研修を含む。）を基本とする。

エ 講師

熊本県職員及び認定調査に関する知識・経験を有する市町村等職員又は厚生労働省主催の認定調査員能力向上研修を受講した者（以下「認定調査員指導者」という。）とする。

なお、認知症施策・地域ケア推進課が実施する研修については、実施能力があると認められる団体等に講師を委託することができるものとする。

オ 開催時期等

年1回程度とし、基本的に4月もしくは5月に開催する。

ただし、熊本市及び市町村等が実施する研修についてはこの限りではない。

カ 市町村等が実施する場合の実施手順

市町村等は、研修の実施を希望する場合は、以下のとおり手続きを行う必要がある。

(ア) 市町村等は、実施申請書（別記様式1）を管轄する広域本部を経由して認知症施策・地域ケア推進課に提出する。

なお、当該申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更を申し出るとともに、変更後の実施申請書を提出する必要がある。

(イ) 認知症施策・地域ケア推進課は、当該市町村等での研修実施が適当と認められる場合は、広域本部を経由して実施承認書（別記様式2）を交付する。

(ウ) 研修実施の承認を得た市町村等は、研修終了後速やかに、管轄する広域本部を経由して認知症施策・地域ケア推進課に実施報告書（別記様式3）及び受講者名簿（別記様式4）を提出する。

キ 受講済証の交付

研修内容の全てを受講した者に受講済証を交付する。カの規定により市町村等が実施した研修を受講した者に対しても同様とする。

なお、受講済証の紛失、毀損等による再交付は行わない。

ク 研修終了後の配慮

市町村は、研修を受講した新規調査員が認定調査の見学や特記事項の記載方法の具体例を経験した上で調査を実施できるように配慮するものとする。

(2) 現任研修

ア 対象者

現任調査員（既に認定調査に従事している者をいう。以下同じ。）

イ 実施主体

認知症施策・地域ケア推進課及び必要に応じて各広域本部が実施する。

ウ 研修内容

国要綱を参考として実施主体が決定する。

エ 講師

1 (1) エと同様とする。

オ 開催時期等

年1回程度とし、開催時期は別途定める。

2 介護認定審査会委員研修

介護認定審査会委員（以下「委員」という。）が要介護認定等における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識・技能を修得し、及び向上させることを目的とする。

(1) 新規研修

ア 対象者

新任委員（新たに委員に委嘱されることが予定される者をいう。以下同じ。）

イ 実施主体

各広域本部が介護認定審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）と連携して開催するものとする。

なお、審査会事務局は、研修が効率的に開催できるよう、委員委嘱の必要が生じる場合は、できるだけ速やかに管轄する広域本部に連絡するよう努めるものとする。

また、市町村等及び審査会事務局が実施する研修については、力の承認を得たものに限り、県実施分と同等の研修とみなす。

ウ 研修内容

研修時間については3時間以上とし、内容については、国要綱を参考として実施主体が決定する。

なお、厚生労働省及び認知症施策・地域ケア推進課が作成する研修教材並びに介護認定審査会委員テキスト2009改訂版（令和3年4月）を基にした講義を中心として実施し、研修形態は集合研修（オンライン研修を含む。）を基本とする。

エ 講師

熊本県職員及び認定調査に関する知識・経験を有する市町村等職員又は審査会事務局職員とする。

なお、熊本県が実施する研修については、実施能力があると認められる団体等に講師を委託することができるものとする。

オ 開催時期等

必要に応じて開催する。

カ 市町村等及び審査会事務局等が実施する場合の実施手順

1（1）カと同様とする。

(2) 現任研修

ア 対象者

現任委員（現に介護認定審査会委員として委嘱されている者をいう。）

イ 実施主体

認知症施策・地域ケア推進課及び必要に応じて各広域本部が実施する。

ウ 研修内容

国要綱を参考として実施主体が決定する。

エ 講師

2（1）エと同様とする。

オ 開催時期等

年1回以上とし、開催時期は別途定める。

3 主治医研修

要介護認定等に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の適切な記載が行われるよう、主治医意見書の記載方法等について研修を実施し、適切な要介護認定等の実施に資することを目的とする。

主治医研修の実施方法等については、県医師会と協議の上、別途定める。

4 介護認定審査会運営適正化研修

介護認定審査会の運営に携わる者（事務局職員）が介護認定審査会の適正な運営を図るために必要な知識、技能を修得すること並びに介護認定審査会における審査判定手順等の適正化及び平準化を図ることを目的とする。

(1) 実施主体

認知症施策・地域ケア推進課

(2) 対象者

審査会事務局職員

(3) 研修内容

研修時間は3時間以上とし、内容については国要綱を参考として実施主体が決定する。

(4) 講師

2(1)エと同様とする。

(5) 開催時期等

年1回程度とし、開催時期は別途定める。

5 要介護認定適正化研修

市町村担当者等が、要介護認定の平準化を図るための知識・技能を習得することを目的とする。

(1) 実施主体

認知症施策・地域ケア推進課

(2) 対象者

市町村要介護認定担当者、認定調査員リーダー等

(3) 研修内容

研修時間は3時間以上とし、内容については国要綱を参考に実施主体が決定する。

6 介護認定適正化連絡会

介護認定審査会に関わる者が地域（広域本部が管轄する区域をいう。以下同じ。）の要介護認定の課題等を共有し、要介護認定の平準化を図ることを目的とする。

(1) 実施主体

各広域本部

(2) 対象者

管内の市町村職員、審査会事務局職員、県認定調査員指導者 等

(3) 実施方法等

年1回以上は実施することとし、次に掲げる事項を中心に意見交換、協議、検討等を行う。

ア 国の要介護認定分析データ、認定ネットワークデータを基にした現状及び課題の共有、課題等を解決するための方策

イ eラーニングシステムを活用し認定調査の平準化を図るための内容

ウ その他圏域の課題に応じた内容

第3 各広域本部実施の研修に係る実施報告等

広域本部は、当年度実施した研修に係る実績について、実績報告書(別記様式5)及び受講者名簿(別記様式4)により、翌年度4月15日までに認知症施策・地域ケア推進課に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月22日より施行する。

年度熊本県認定調査員等研修実施申請書

年 月 日

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症施策・地域ケア推進課長 様

(所属長)

熊本県認定調査員等研修を実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 研修の種別 ※該当する研修を○で囲んでください。	認定調査員新規研修 ・ 認定審査会委員新規研修
2 研修日時 (予定)	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
3 実施手法 ※該当する手法を○で囲んでください。	オンライン ・ 対面
4 研修会場 (予定) ※対面実施の場合のみ記載	
5 研修内容及び講師 (予定)	<p>■研修内容 ※該当する内容に○を記載してください。</p> <p>() 標準研修カリキュラム</p> <p>() その他 → 以下に詳細を記載してください。</p> <p>※研修内容詳細</p> <p>■講師</p>
6 研修資料 ※該当する内容に○を記載してください。	<p>() 認知症施策・地域ケア推進課研修教材</p> <p>() その他資料 → 資料を添付してください。</p>
7 対象者数 (予定)	
8 研修実施担当者	所属： 役職： 氏名：

【留意事項等】

- ・ 認知症施策・地域ケア推進課研修教材を活用する場合は、研修資料の添付は不要
- ・ 欄が不足する場合は、別紙を設けても可
- ・ 研修を複数回実施する場合は、申請書を1つにまとめても可（ただし、実施報告書（別記様式3）及び受講者名簿（別記様式4）は研修実施の都度、提出すること。）
- ・ 受講確認ができる方法で実施すること（オンラインで実施の際もWEBカメラ等を活用し、受講者の顔が見える状態で講義を行うことが望ましい）。

年度熊本県認定調査員等研修実施承認書

年 月 日

様

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症施策・地域ケア推進課長

年 月 日付けで申請のありました下記研修について、県の研修として実施することを承認します。

なお、研修終了後は、速やかに報告書（別記様式 3）を提出してください。

記

1 研修の種別	認定調査員新規研修 ・ 認定審査会委員新規研修
2 研修実施日時	年 月 日 () 時～ 時
3 その他（備考）	

年度熊本県認定調査員等研修実施報告書

年 月 日

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症施策・地域ケア推進課長 様

(所属長)

熊本県認定調査員等研修を実施しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 研修の種別 ※該当する手法を○で囲んでください。	認定調査員新規研修 ・ 認定審査会委員新規研修
2 研修実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
3 実施手法 ※該当する手法を○で囲んでください。	オンライン ・ 対面
4 研修会場 ※対面実施の場合のみ記載	
5 研修内容及び講師	<p>■研修内容 ※該当する内容に○を記載してください。</p> <p>() 標準研修カリキュラム</p> <p>() その他 → 以下に詳細を記載してください。</p> <p>※研修内容詳細</p> <p>■講師</p>
6 研修受講者数	
7 研修の評価 及び御意見等 (必ず記載すること)	

(備考) 添付資料等

※ 出席者名簿 (別記様式 4)

※ 申請時に提出した資料以外に使用した資料があれば添付すること (認知症施策・地域ケア推進課が作成する研修教材を除く)。

別記様式 4

年度熊本県認定調査員等研修受講者名簿

市町村名（広域本部名）	
研修種別	

	所属	氏名	職名（資格等）	受講日	受講済証 発行希望	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

※不足する場合は行を追加すること。

※受講済証発行希望欄は、認定調査員新規研修実施時のみ記載すること。

年度熊本県認定調査員等研修事業実績

(広域本部名：)

	実施日時	研修 受講者数	実施場所	内容（講師等）
認定調査員研修 (新・現)	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
介護認定審査会委員新規研修	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
介護認定適正化連絡会	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
その他	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			
	年 月 日 時 分～ 時 分			